諫早湾干拓事業の開門調査と調整池の水質改善対策に関する質問主意書

提 出 者

嶺 政

赤

贀

高 橋千鶴子

井 英 勝

吉

諫早湾干拓事業の開門調査と調整池の水質改善対策に関する質問主意書

裁は今年五月十六日、 ただちに工事を再開したが、一方で福岡高裁が指摘した「中・長期開門調査を含めた有明海の漁業環境の悪 佐賀地裁は昨年八月二十六日、 決定を不服とした国の保全抗告を認め工事差し止めを取り消した。 漁業者の訴えを認め諫早湾干拓事業の工事差し止めを決定したが、 国はこれを受け 福岡高

後に工事を再開したが、 化に対する調査、 研究を実施する責務」は放棄したままになっている。 有明海沿岸の多くの漁業者が工事現場入り口で座り込みを行う等、 国は福岡高裁の決定からわずか二日 工事中止と開門

調査 の実施を求めて抗議行動が続いているのは当然である。

リ漁業者のみならず、 二〇〇〇年度 (秋から翌年春までのノリ養殖年度、 地域経済に大きな打撃を与えた。二〇〇一年度以降、 以下同じ) に発生した有明海の養殖ノリの凶作は、 小泉首相や島村農水相などは

業者の実感は全く異なり、 「ノリは豊作だった。 史上最高で、 「実際の収量は減っていて、増えたように見えるのは、これまでならノリ網を撤 価格水準は下がっていない」などの発言を行っている。しかし、 ノリ漁

収していた時期になってもノリ漁を行うなど努力をしたからだ。値段も下がっている」と口々に訴え、 ノリ

養殖だけでは生活が成り立たなくなって他に生計の糧を求めたり、 最悪の場合は自殺にまで至ったりする事

_.

ノリ 例も多く起こっている。二〇〇〇年度の凶作の際に受けた融資の返済も始まっているが、 の生産量や販売金額が回復しないため、 漁業者の生活を圧迫し、 根本的な救済を求める切実な声 返済の元手となる りも数多

く届けられている。

よって、次のとおり質問する。

国から提出を受けた資料を基に、 有明海のノリ共販の終了日と、一九九五年度を一とした共販枚

数・共販金額・一枚あたりの金額の比を別表に整理した。 共販の終了日はノリ養殖の終了日を示す目

安となるものである。 月以上も延びている。 昨年度も約一ヶ月延びており、 共販の開始日は毎年十一月二十日前後で変わらないが、 この十年間に終了日は一ヶ月近く延びているこ 凶作の年と翌年は <u>ー</u>ケ

これは漁業者が努力してノリ漁期を延ばしているという訴えに符合するのではない か。

漁業者が努力して生産日数を延ばしているにもかかわらず、ノリの生産量と販売価格は決して高く

なってはいない。一九九五年度を一とすると、枚数比では大牟田漁連は二○○三年度に○・四七とな

り、 福岡県全体では三年続けて一を下回る結果となっている。販売価格では二〇〇一年度以降、

田漁連は二年続けて〇・四台、 福岡県全体で〇・七台が二年続き、 昨年度も一を下回っている。 長崎

岡 は 完全に閉め切られる一 は数字にも明確に現れた実態を直視し、 たのではないか」 品物も悪くない。 上最高で、 県はずっと○・八台である。 高 有明海全体でも一未満である。 裁の決定を受けて島村農水相は、 むしろノリは豊作に転じた。 と発言しているが、 諫早湾干拓事業がノリ養殖をめちゃくちゃにしたという非難は、 九九七年度までは、 ノリー枚当たりの販売金額についてみると、 とりわけ福岡県と佐賀県は深刻である。 島村大臣は以上のことをすべて承知した上で発言したの 定例記者会見で昨年度の有明海の養殖ノリについて「これは史 有明海のノリの価格水準は下がっていないので、 償還金猶予など漁業者の生活を守る措置を講ずべきではない いずれも一を上回っていたが、 価 諫早湾が潮受堤防によって その後下落に転じ、 格は品質も反映する。 全く当たらなかっ できている か。 昨年度 福 国

 $\stackrel{\frown}{=}$ れによって発生した濁りが諫早湾外にまで広がると、 境に影響が出る可能性については、 及ぼすこと」と、 玉 は 中・ 長期開門調査を実施しない理由について、 「調査によって得られる成果が必ずしも明らかでないこと」をあげている。 排水門を全開にした場合、 シミュレーションに基づいた説明を行ってい 「調査を実施することにより漁業環境に影響を 排水門とその周辺で洗掘が起こり、そ 漁業環

か。

る。 の後に全開にする方法もあるはずである。 る多くの漁業者は、 の常時開門とは、 漁業被害が発生するとはとうてい考えられないという研究者の見解もある。 る」と表明している。 このシミュレーションの報告書を見ると、 排水門ゲートを常に全開にして行うことだけを意味しない。 「慎重な開門方法による調査によって仮に漁業被害が発生してもそれを甘受す 技術的に考慮すれば、排水門とその周辺で洗掘を生じさせない排水の方法、そ 国はそのことを何ら検討していない その濁りは有明海において通常発生する濁りであり、 我々が求めてい また、 のか。 開門調査を求め る排水門

のなのか。 だけ毎日の水位変動を大きくし、できる干潟面積を増やすことが望ましい」と述べている。中・長期 門はできるだけ長く、大きいことが望ましい。洪水・潅漑期以外は水位管理の条件をゆるめ、できる 開門調査に取って替わる「調査」 えていると想定され、 は重要な環境要因である流動および負荷を変化させ、 有明海、 ノリ不作等対策関係調査検討委員会 代替調査によって、 また、 開門調査はその影響の検証に役立つと考えられる。 諫早湾干拓事業が有明海に与えている影響をはじめ、 や「現地実証」は、第三者委員会が求めた開門調査にふさわしいも (第三者委員会) 諫早湾のみならず有明海全体の環境に影響を与 はその見解の中で、 調査に当たって、 「諫早湾干拓事業 有明海の環境悪 開

回

化の仕組みがすべて解明できると考えているのならば、 その理由と根拠を示されたい。

즲 ○億円になったが、新たな調査が加わることによりこれを上回ると考えられるがどうか。今のところ はずである。二〇〇一年度に行った二度目の計画変更により干陸面積が縮小され、 中 長期開門 調査に取って替わる 「調査」 ゆ 「現地実証 の費用は、 干拓事業の事業費に含まれる 総事業費は二 四六

総事業費はいくらになると見積もっているのか。

- 子 たか。 る。 なる潮受堤防以外の工事(一般型)の、それぞれの年度別負担率は定まっているのではない いて明らかにするよう求めたが、 事業費額と今後要すると見込まれる事業費額とに分け、 二〇〇三年九月二十六日提出の質問主意書(一五七国会質問第九号)において、これまでに要した いまだ決定していないとすれば、 年半あまりが経過しており、 これに対する答弁書では いつ決定することになっているのか。 検討を加える時間は十分にあったはずであるが、どうなっ 国・長崎県・受益農家それぞれの負担 「今後、 決定する予定である」となってい 農地配分価格の基準と か。 一額につ
- 七) れると考えられるが、 半年以上の工事の中断によって、 農地としての共用は具体的にいつ始める予定か。 農地整備は予定よりも遅れていると聞く。 当然、 営農の開始も遅

 $\widehat{\bigwedge}$ 境保全目標を達成できるよう努めてまいりたい」と前記答弁書で答えているが、 以下と定められている。いまだこの目標値は達成されていないがなぜか。国は ミリグラム/リットル以下、 諫早湾干拓調整池水質保全計画 全窒素一ミリグラム/リットル以下、 (第二期) では、 水質保全目標値はCOD 全燐○・一ミリグラム/リットル (化学的酸素要求量) 「事業完了時には、 事業完了時とは具体 五 環

的にいつをさすのか。達成できなければ、事業者としてどうするのか。

- 九 た、 経年的に高いまま安定していることと、将来的にも低下しないことを示しているのではないか。 \prod ようになる。 の代表的項目の一つCODについて、 調整池に貯留されている水の多くは流入河川水に由来するので、一般的には最大の流入河川・本明 の水質を反映することもありうると考えられるが、 本明川以外の流入河川水が影響しているというなら、その根拠を示されたい。 この結果は、 本明川のCODの数値は経年的に低下する一方、 農林水産省等のモニタリング結果をグラフ化するとグラフ①の 実際のモニタリング結果はそうではない。 調整池のCOD の 数値は 水質 ま
- $\widehat{+}$ の数値をグラフ化すると、グラフ②のようになる。一九九七年度以後、 農水省のモニタリング地点「B1」と「B2」における一九九二年度からのCOD・全窒素・全燐 それぞれの数値が急激に目標

潟を失ったことにより、 値を上回り元に戻らないのは、 かつての浅海域 一九九七年四月の潮受堤防による諫早湾締め切りによって広範囲の干 の水質浄化機能が一 気に失われたからでは な 0 か。

が、 と、 に開 てい 干潟域の回復と調整池への海水導入が最も有効であると我々は確信している。 の答えは については具体的に言えるものは何もないのではないか」という意見が出され、 制するものであり、 妨げになることを指摘した。 検討課題であることを明らかにしている。 潜堤はCODの改善について効果はないのではないか。 かれた る調整池の中の 国に求められるのは調整池 「今後、 「諫早湾干拓調整池等水質委員会」において、 種々の対策を実施する中で観測データの分析を進め、 調整池の水質保全の効果を有する」というものであった。 「潜堤」について、 これに対する答弁は の現在の水質保全ではなく、 前記質問主意書で、 現在の調整池のCODの数値は目標値を著しく上回る 「底泥の巻上げと、 潜堤の効果については出席委員から 調整池の水が滞留する恐れと開門調査の 効果があるとすれば、 目標値以下までの改善である。 これに伴う燐等の濃度上昇を抑 効果を検証していきたい」 今年度工事が予定され しかし、 それに対する農水省 その根拠を明らか 今年三月七日 それには 「効果

にされたい。

有土地 設置前のミオ筋 された導流堤の設置目的は全く異なるが、どういう経緯で目的を変更したのか。 泥等の沈降を抑制するため」と記されている。 もの」と記され、 リ漁場など、 配慮を目的とし設置するもので、 水産大臣が九州地方整備局長宛提出した河川協議書の中では、 十日提出 南北両排水門のすぐ外側に設置予定の導流堤 (水面) の質問主意書 漁業資源上有用な海域から遠ざけることにより、 使用許可申請書においては、 (流路) 同様に同年六月十六日、 (一五六国会質問第一二五号) への答弁書では の方向に近づけること」と述べている。ところが、 本施設の設置により、 九州農政局諫早湾干拓事務所長が長崎県知事宛提出 その目的は このように、 (海域環境施設) 調整池からの排水を諫早湾浅海域にあるアサ 「海域環境への影響に配慮し、 答弁書と他の行政庁への提出文書に記載 導流堤の目的は 浅海域への浮泥等の沈降を抑制させる の目的について、二〇〇三年七月 「調整池からの排水を潮受堤防 同年六月二十四日、 「海域環境への一 それとも答弁書が 浅海域 への浮 した公 層の 農林

誤っているのか。 前記 一五六国会提出の質問主意書において、二〇〇一年十月からの約半年間、 北部排水門からの

排水を止め、 南部排水門からの排水だけになっている不自然さを指摘し、 これは 「調整池からの排水

調整 が 門から約四キロ 業者から、 池からの排水が諫早湾北側から有明海の北側に及ばないことを目的としたものなのか。 五年三月十七日までの約三ヶ月間の二回ある。北部排水門を閉じ南部排水門だけからの排水は、 き、二〇〇四年七月四日から同年十月一日までの約三ヶ月間と、二〇〇四年十二月十三日から二〇〇 ノリ漁場に直接影響を与えないような操作ではないか」と質問した。 を図った結果」と答えている。 汚染された排水が漁場に及ばないような操作をしてほしいとの申し出があったのか。 メートル離れた場所で流 南部排水門に偏った排水はこの時だけでなく、 し網漁を操業していた漁業者による苦情があり、 その答弁書では、 若干の例外日を除 諫早湾内の漁 関係 「北部排水 漁 経緯 調整 協と

(十四) 札を入れていた熊谷組と、 日は 部潜堤工事の二つの指名競争入札が行われた。どちらの入札とも、一回目の札入れでは全社予定価格 を上回ったのでもう一度札入れを行ったが、またも全社が予定価格を上回って落札者が決まらず、 去る六月二十三日、 「不落」となった。六月二十七日に、 九州農政局において六社の参加による北部潜堤工事と、 南部潜堤工事では最も安い札を入れていた奥村組とそれぞれ 九州農政局は入札参加者の中で北部潜堤工事では最も安い 七社の参加による南 「協議」 当

を示されたい。

は、 is どのようなものであったか明らかにされたい。 二日後の二十九日に 「見積合わせ」を行ったというが、 間違いないか。 この協議 の目的 と内容

<u>千</u>五 同日、 は、 る。 図っている。 無理な場合の真にやむをえない措置」 二〇〇三年九月、 契約を行う「不落随契」 札率は九十八・六%である。 谷組に落札した。予定価格は四億三千七百八十五万円で、 競争性と透明性の確保という点では問題がある。 今回の潜堤工事入札での不落随契が、 協議と見積合わせの結果、六月二十九日に北部潜堤工事は随意契約により四億三千五百万円で熊 南部潜堤工事は四億六千万円で奥村組に落札した。 防衛施設庁も不落随契を原則廃止し、 「入札の競争性の一 は、 このように競争入札で、 予算決算及び会計令の規定にも定められている。 となるような対策を講ずるよう、 層の向上を図ることにより、 真にやむを得ない措置だったという理由は何か。 自治体においても不落随契を廃止している所もあ 再度の入札をしても落札者がいない場合に随意 農林水産省は、 予定価格は四億六千六百三十五万円で、落 落札率は九十九・三%という高率である。 不落随契が競争入札によることが 不落随契に対しどのような対策 各地方整備 しかし、 局に通り 国土交通省は 知し 随意契約 徹底を

を講じているのか。

有明海ノリ共販の終了日

※年度はノリ養殖年度

D. Miles										
年 度	1995	1996	1997	1998	1999	2000	2001	2002	2003	2004
福岡県										
柳川大川漁連	3/15	3/31	3/25	3/30	4/1	4/24	4/23	4/9	4/10	4/16
大和高田漁連	3/18	3/31	3/26	3/29	4/1	4/23	4/24	4/8	4/10	4/15
大牟田漁連	3/18	3/31	3/26	3/29	4/1	4/23	4/24	4/8	4/10	
佐賀県	3/4	3/26	3/24	3/31	3/29	4/20	4/25	4/12	4/9	4/14
熊本県	3/17	3/24	3/27	3/28	3/30	4/21	3/27	4/10	4/11	4/13
長崎県	3/16	3/5	3/28	3/27	3/31	4/22	4/22	4/11	3/26	3/23

1995年度を1とした有明海ノリ共阪枚数

※年度はノリ養殖年度

年 度	1995	1996	1997	1998	1999	2000	2001	2002	2003	2004
福岡県	1	0.86	0.98	0.97	0.85	0.39	1.04	0.80	0.75	0.98
柳川大川漁連	1	0.83	0.94	0.99	0.86	0.46	1.10	0.92	0.89	1.11
大和高田漁連	1	0.87	1.00	0.95	0.86	0.33	1.01	0.72	0.68	1.00
大牟田漁連	1	0.91	1.05	0.95	0.81	0.35	0.83	0.57	0.47	-
佐賀県	1	0.67	0.99	1.01	0.85	0.58	1.05	0.83	0.96	1.13
熊本県	1	0.81	0.91	0.79	0.79	0.60	0.87	1.02	0.81	0.96
長崎県	1	0.42	0.85	0.79	0.79	0.61	0.79	0.85	0.79	0.73
平均	1	0.77	0.96	0.93	0.83	0.52	1.00	0.87	0.85	1.03

1995年度を1とした有明海ノリ共販金額

※年度はノリ養殖年度

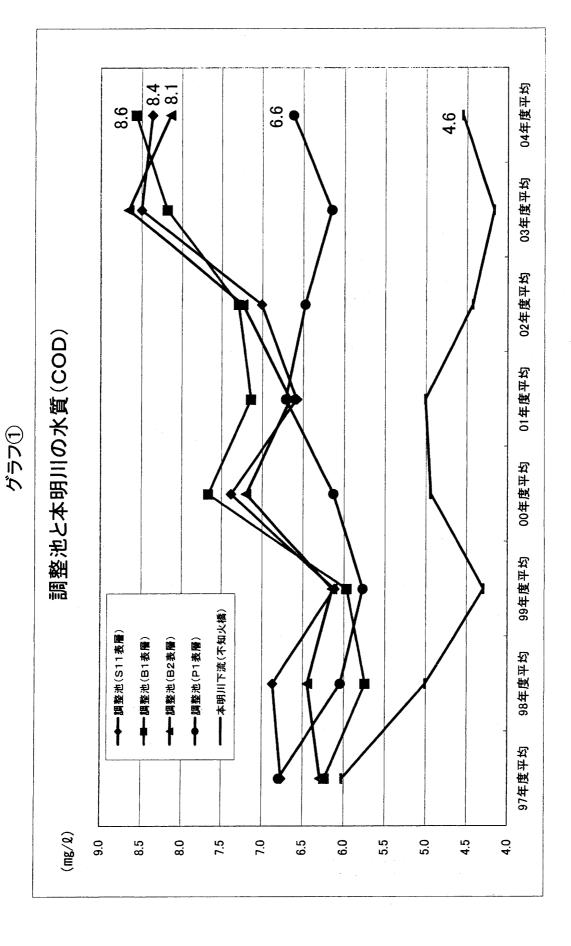
1000-122 1000 11000											
年 度	1995	1996	1997	1998	1999	2000	2001	2002	2003	2004	
福岡県	1	1.07	1.17	1.00	0.94	0.35	1.17	0.73	0.78	0.93	
柳川大川漁連	1	1.14	1.13	1.03	0.96	0.44	1.25	0.84	0.93	1.07	
大和高田漁連	1	1.02	1.21	0.99	0.94	0.28	1.17	0.68	0.71	0.98	
大牟田漁連	1	0.96	1.18	0.87	0.77	0.32	0.79	0.46	0.42	-	
佐賀県	1	0.88	1.17	0.98	0.93	0.71	1.15	0.79	1.06	1.04	
熊本県	. 1	1.03	1.18	0.89	0.92	0.84	1.02	1.05	1.03	1.12	
長崎県	1	0.44	1.12	0.86	0.81	0.76	0.90	0.82	0.89	0.80	
平均	1	0.98	1.17	0.96	0.93	0.61	1.13	0.83	0.95	1.02	

1995年度を1とした有明海ノリ共販1枚あたりの金額

※年度はノリ養殖年度

年 度	1995	1996	1997	1998	1999	2000	2001	2002	2003	2004
福岡県	1	1.25	1.20	1.03	1.09	0.91	1.13	0.92	1.03	0.95
柳川大川漁連	1	1.37	1.20	1.04	1.12	0.96	1.13	0.91	1.05	0.96
大和高田漁連	1	1.18	1.20	1.04	1.10	0.87	1.15	0.95	1.06	0.97
大牟田漁連	1	1.05	1.13	0.92	0.96	0.92	0.96	0.81	0.89	-
佐賀県	1	1.31	1.18	0.97	1.10	1.23	1.09	0.95	1.10	0.92
熊本県	1	1.27	1.31	1.12	1.16	1.39	1.17	1.03	1.27	1.17
長崎県	1	1.04	1.32	1.09	1.02	1.25	1.14	0.97	1.13	1.10
平均	1	1.27	1.22	1.03	1.11	1.17	1.13	0.95	1.12	0.99

※大牟田漁連は2003年度末で解散したため閉鎖、所属漁協は他の漁連共販へ移動



グラフ②

